

食安発第0627007号

平成20年6月27日

各検疫所長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

(公 印 省 略)

### 食品衛生法施行規則の一部改正について

(食品等輸入者の届出記載事項の追加)

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部が、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第122号）をもって改正されたので、下記の事項に留意の上、関係者への周知を図るとともに、その運用に当たっては遺漏なきようお願いする。

#### 第1 改正の趣旨

近年、農薬等のポジティブリスト制度が導入され、生鮮食品等の食品衛生法違反事例が増加し、原因究明や衛生措置の実施において輸出者及び包装を行う者の情報の重要性が増加していることを踏まえ、当該情報を輸入届出書に記載すべき事項に追加するものである。

#### 第2 改正の内容

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第27条の規定に基づき行われる食

品等の輸入の届出事項として、貨物（加工食品以外の食品に限る。）の輸出者（当該輸入者に貨物を輸出する者をいう。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該貨物を包装する者（当該貨物が包装される場合に限る。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を追加するもの。

### 第3 施行日

平成20年12月27日